

処理事例 45 市の業務に不備が無かったもの

苦情申立て対象機関	財務部税務室資産税課	
苦情申立ての内容	<p>私は 9 年前から市内で美容室を経営しているが、今年度、突如として償却資産の納付書が届き、過去 5 年分（約 100 万円）の納税を求められた。今まで、納付書が来た税金は滞納せずに全て支払ってきた。もし、償却資産の納税義務を知っていれば、必要額を貯金するなどして毎年計画的に納税できていた。9 年間も納付書が来なかったのは市の税金管理の怠慢であるから、この事実を市政だよりに掲載して、市民に謝罪することを求める。</p>	
調査結果等	<p>オンブズマンは、申立人との面談を踏まえ、以下の 2 点につき、調査を行うこととしました。</p> <p>①一般的に納税義務者を把握する方法、②本件につき、なぜ今年度になって、申立人に納税義務があることがわかったのか。</p> <p>担当課の説明</p> <p>1. ①について</p> <p>償却資産は、納税者からの申告を基に賦課することが原則です。固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年 1 月 1 日時点における償却資産に関する事項を 1 月 31 日までに市長村長に申告する義務があり（地方税法第 383 条）、市長村長は、この申告を受けて、償却資産についての固定資産税を課します。</p> <p>市は、ホームページに償却資産とその税の説明を掲載するとともに、12 月の広報紙に申告書提出のお願いを掲載しています。そして、納税義務者を把握するため、毎年 1 度、税務署において確定申告書等の閲覧調査を実施し、健康福祉事務所に市内の新規開業医療機関に関する情報提供を依頼しています。また、近畿税理士会に申告書作成及び申告相談を依頼しています。</p> <p>2. ②について</p> <p>本件は、税務署での閲覧調査で判明しました。閲覧調査は、少人数・短時間で膨大な資料を精査する必要があるため、調査漏れが生じないとは言えません。本件で把握できたのは、今年度に人員を 1 名増員した成果とも考えられます。</p> <p>オンブズマンの見解</p> <p>本件の償却資産を 9 年間も把握できなかった直接の原因は不明ですが、市が把握した時点で、遡って課税したこと自体は適法であり、むしろ申立人は開業以来 4 年間の納税を免れたのですから、その点で市の処置は何ら申立人の不利益になるものではありません。市の広報や調査は、さらなる工夫の余地があるとしても、それなりの成果を挙げており、本件の把握漏れにつき、怠慢であるとして謝罪を求められるようなものではないと考えます。</p> <p>従って、オンブズマンとしては、申立人の苦情の趣旨に沿うことはできませんが、市に対して、市税の確保と公平な課税の実現のため、さらに有効な広報の方法を考えて償却資産の自己申告を促すとともに、可能な限り償却資産の申告義務者を把握するよう努めていただくことをお願いして、調査を終えることとします。</p>	
苦情申立ての受付年月日	平成 26 年（2014 年）12 月 1 日	要した日数
市の機関への調査年月日	平成 26 年（2014 年）12 月 24 日	23 日間
調査結果通知年月日	平成 27 年（2015 年）1 月 20 日	50 日間